

**『金融機関行職員のためのファーストブック[第2版]』  
第1刷～第3刷に関する追加情報**

標記書籍発刊後の法改正等に伴う追加情報がありますので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、この追加情報は第1刷～第3刷に対応しています。

## 記

**●障がい者の差別解消に向けて**

2016年4月1日より「障害者差別解消法」が施行となりました。すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重して共に生きることを目的としています。金融機関もこの法律の対象です。各営業店のバリアフリー化などを進めるとともに、行職員が自身の担う役割を自覚して障がいのあるお客さまを積極的にサポートすることが求められます。

**●NISAの制度変更（P83参照）**

NISAの非課税投資額の上限が、「毎年120万円、最大600万円」となりました。また、2016年からは未成年者を対象とするジュニアNISA（投資上限80万円）も始まりました。

**●マイナンバー制度**

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに12桁の個人番号（マイナンバー）を持たせることで、社会保障や税、災害対策の分野で個人に関わる情報を効率的に管理するための制度です。マイナンバーが記載された「通知カード」や希望者に交付される「個人番号カード（マイナンバーカード）」は、金融機関においてもお客さまに提示を求める場合があります。

**●年金の制度変更（P130参照）**

2015年10月の被用者年金一元化により、「共済年金」は「厚生年金」に統一されました。3階部分として、会社員などには「企業年金」、公務員には「年金払い退職給付」の上乗せがあります。

以上